

平成19年新司法試験に対する措置について

平成19年8月3日
法務省大臣官房人事課

植村栄治元考査委員（公法系・行政法）の不適正な行為が判明し、平成19年6月29日、植村元考査委員を解任したところですが、実施された平成19年新司法試験の取扱いをどのようにするかについての問題が残っていたところです。この問題については、公法系の考査委員を中心に、検討をすすめてまいりましたが、昨日、司法試験委員会が行われ、平成19年新司法試験について、特段の措置をとらない旨全員一致で決定がなされました。決定に至る経過や内容については、以下のとおりです。

なお、植村元考査委員の件以外についても、考査委員からの報告や文部科学省からの情報提供を受けるなどして、必要な事実確認を行いました。問題となるものは認められませんでした。

1 決定に至る経過

公法系考査委員（植村元考査委員を除く31名）による検討

今回の不適正行為は、公法系の問題に関連があると認められたことから、公法系考査委員全員で、検討を行った。公法系考査委員は、平成19年6月から7月にかけて、短答式・論文式双方の公法系の問題すべてについて、検討をすすめてきた。

考査委員全体会議

の協議の過程で、他科目の考査委員に対しても意見を求めていたところであるが、昨日、臨時の考査委員全体会議が行われ、公法系考査委員による検討状況の報告がなされ、協議が行われた。

その結果、考査委員全体会議では、平成19年新司法試験について、特段の措置をとる必要はない旨全員一致で議決された。

司法試験委員会による決定

考査委員全体会議の結果は、司法試験委員会に報告され、上記のとおり、全員一致で決定された。

2 検討内容の概要

植村元考査委員の行った不適正な行為による影響について、公法系の短答式試験、論文式試験の双方の問題の全体にわたり、詳細な検討を行ったが、植村元考査委員が行った受験指導の中には、本試験の問題と同一、あるいは「類題」と評価できるような類似した問題は全くなかった。

その上で、問題とすべきは、短答式試験については、第18問、論文式試験については、第1問及び第2問とされた。

- (1) 短答式試験第18問については、植村元考査委員が、平成19年4月に、判例の要旨を慶應義塾大学大学院法務研究科修了生に対して情報提供した中に、同問題において出題された判例が含まれていることが問題とされた。

植村元考査委員が提供した情報は、

試験問題そのものを示したり，出題に関連する判例であると明示して送付した
ものではなく，

情報提供した判例 6 つのうち 1 つが出題されたにとどまるところ，

当該判例は，平成 18 年 3 月に言い渡された最高裁判所大法廷判決であり，受
験者としては，当然勉強しておくべき重要な判例で，その存在や内容については，
刊行物で容易に知り得るものと認められた。

このような情報提供により，実際に，どのような影響があったかを考慮する必
要があるという観点から，成績面での検討も行った。

ア この問について，慶應義塾大学大学院法務研究科修了の受験者の正答率とそ
の他の受験者の正答率を比較したところ，前者が後者を若干上回っているが，
このような問題のない問でも，同じ位，あるいは，それ以上に正答率の差が認
められる問が，他にも相当数あり，中には，その倍以上の差がついていた問も
あったこと

イ この問について，法科大学院ごとの正答率を見ても，慶應義塾大学大学院よ
りも，正答率の高い法科大学院が相当数あり，慶應義塾大学大学院のこの問に
ついての正答率が不自然に高いとは見えないこと

などからしても，植村元考査委員の情報提供が有利な結果をもたらしたとはいえ
ないと判断された。

- (2) 論文式試験の公法系第 1 問については，問題の中で都市計画法に言及している
ところ，植村元考査委員が，答案練習会において，都市計画法を取り扱っているこ
とが問題となった。

しかし，植村元考査委員が，答案練習会で行ったのは，都市計画法自体の規制内
容の解説にとどまると認められるところ，出題は，都市計画法の規制内容やその適
用上の問題点を問うものではなく，より強度の規制を内容とする条例をめぐる憲法
上の問題点について問うものであることから，植村元考査委員が，上記憲法上の問
題点についての答案作成に反映できるような有利な情報を与えたとは言い難いと認
められた。

なお，当該問題の採点を担当する憲法考査委員において，答案中に都市計画法自
体の規制内容について，問題文から得られる情報のほかにいかに詳細な記述があっ
ても，得点として考慮しないことについて，改めて確認がなされた。

- (3) 論文式試験の公法系第 2 問については，答案練習会の中で，出題に一部関連する
論点を取り扱われていることや情報提供された判例に出題の題材となった出入国管
理及び難民認定法の判例があることが問題となったが，

答案練習会では，行政法の主要な論点を幅広く取り上げており，出題範囲への
偏りは認められないこと

答案練習会等において，出題に係る具体的事案は取りあげられていなかったこ
と

情報提供された判例は，出題に係る論点とは関連しないこと

などから，解答に当たり，植村元考査委員の情報提供を受けた者が有利になるとは
認められないとの結論となった。

なお，当該問題の採点を担当する行政法考査委員において，答案中に当該判例に
対する言及があっても，得点として考慮しないことについて，改めて確認がなされ

た。

3 司法試験委員会による決定

「短答式試験については、当初から正解と予定していた選択肢を解答したものについて得点を与える通常の手配を変更しないこととし、短答式試験の合格に必要な成績について、変更しない。論文式試験については、再試験等特段の手配を講ずることとはしない。」旨決定された。